

第3章 介護保険制度等の改正の動向

人口減少による地域の持続への懸念など近年の社会の変化や新たな価値観を踏まえ、地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3(2021)年4月1日に施行されます。

地域共生社会の理念とは、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会をつくるという考え方です。

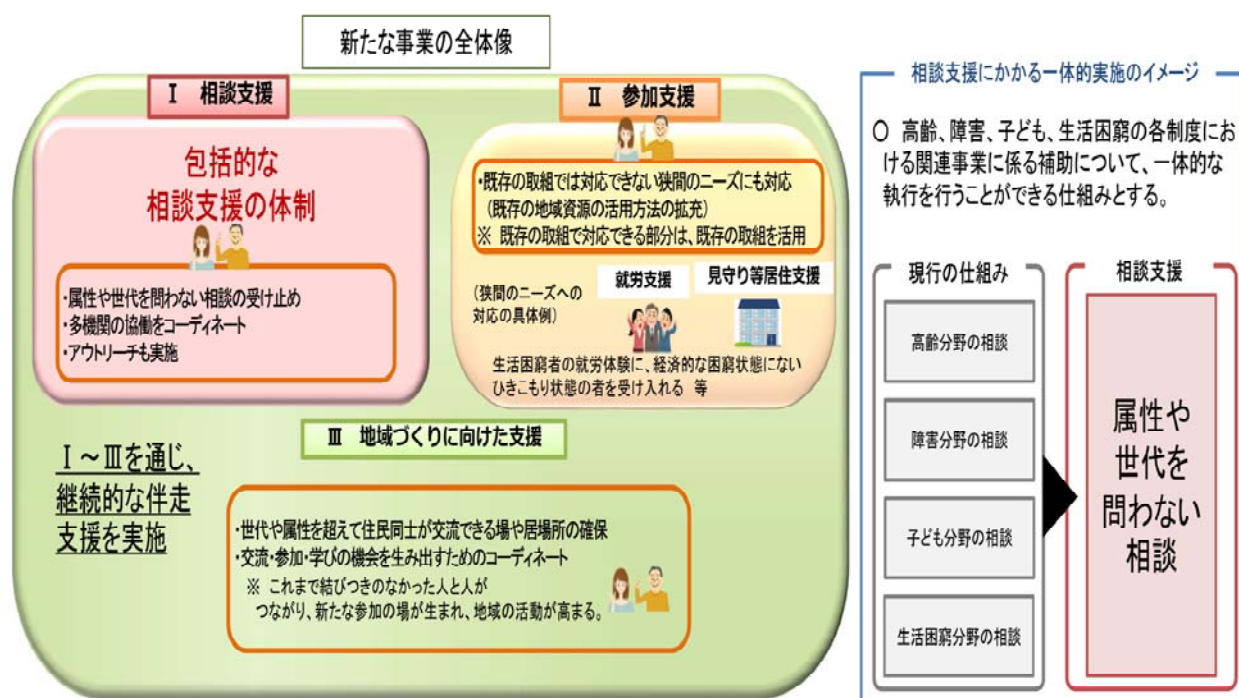
高齢者福祉施策についても、この考え方にに基づき、新たな取組が必要になっていきます。

また、地域の特性に応じ、令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備を進めることは、第8期計画の基本指針として示されています。

1. 新たな包括的支援体制の構築

市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を実施する事業を創設する必要があります。

■新たな事業の創設のイメージ図



2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備

令和7(2025)年を見据えた地域包括ケアシステムの推進に加え、令和22(2040)年を見据えると、介護サービス需要や多様化が進むため、市町村の実情に応じた介護サービス提供体制の整備が必要です。市町村は、効果的・効率的に事業が進むよう、介護関連データを活用した分析や評価を適切に行うことが求められています。

また、令和元(2019)年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、地域における認知症の人とその家族への支援や、認知症の人と地域住民との共生に向けた取組については、国・地方公共団体の努力義務となっています。

3. 介護人材の確保・資質の向上に向けた取組の強化

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、今後担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、人的基盤整備を強化する必要があります。

地域の実情に応じ、都道府県と市町村が連携した取組がさらに推進されるよう、介護保険事業計画の記載事項として、介護人材の確保・資質向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項が追加されています。